

## 二宮町町民活動推進委員会 第3回議事録

日 時：平成24年5月24日（木） 19：00～20：20

場 所：二宮町役場2階 第1会議室

出席者：高橋委員長・手塚副委員長・池田委員・大河原委員・工藤委員・澁澤委員  
塚越委員・山口委員・脇委員・長尾委員

欠席者：なし

事務局：鐘ヶ江課長・剣持副主幹・後藤主任主事

傍聴者：不可（第1次審査のため）

配布資料（事前配布）

- ・各団体からの二宮町協働まちづくり補助金企画提案申込書一式

配布資料（当日配布）

- ・会議次第
- ・資料1 平成24年度協働まちづくり補助金申請事業の1次審査について
- ・資料2 過去の補助金交付団体について
- ・資料3 公開プレゼンの進行概要について
- ・資料4 公開プレゼン時の審査について
- ・資料5 公開プレゼン時の質疑について
- ・資料6 審査結果のホームページ掲載内容について
- ・資料7 補助金交付決定後の活動現場確認について

### 1. 開会（鐘ヶ江課長より）

### 2. 委員長あいさつ

- ・5月18日の第1回会議から今日でちょうど一週間ですが、3回目の会議ということで、皆さんには何かとご都合をつけてご出席いただきましてありがとうございます。
- ・本日の会議は18日に坂本町長より諮問をいただいた補助金の審査となりますので、スムーズに進みますようご協力をよろしくお願いいたします。

### 3. 議題

#### ◆事務局より確認事項

- ・今回の議事録署名人は高橋委員長と大河原委員にお願いいたします。
- ・会議はおおむね8時30分頃までには終了したいと思っておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

- ・本日は補助金の第1次審査でございますので、会議は非公開とさせていただきます。
- ・二宮町町民参加活動推進条例施行規則第7条に基づきまして、委員長が議長となることとなっておりますので、議事進行は高橋委員長によりお願いいたします。

### (1) 平成24年度協働まちづくり補助金申請事業の1次審査について

(委員長) それでは、「平成24年度協働まちづくり補助金申請事業の1次審査について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) まず、ご報告ですが、先日の事業報告会終了後の事務連絡で経緯をお話ししましたが、申込みのあったうち1事業について正式に「取り下げ」の連絡がありました。今後は来年度の申請を目指されるかと思えます。つきましては、今年度は4つの事業について審議していただくということになりましたのでよろしくお願いいたします。それでは、資料1をご覧ください。

※事務局より資料1に基づき説明した。

(委員長) ただ今、1次審査について事務局より説明がありましたが、書類選考ということで、不備があるかどうか皆さんでご審議いただきたいのですが何かありますか。流れとしてはプレゼンテーションを通して交付・非交付という格好になるので、その前段として何かあればご指摘願いたい。

事務局としては、今回の4団体について何か指摘することはありますか。

(事務局) 「補助の対象となる団体」と「補助の対象となる事業内容」につきましては特に問題はないという見解であります。

※各団体・事業について委員より何点か質疑等あり。

(委員長) ただいまご発言いただいた内容は、6月10日のプレゼンテーションで皆様方からの質問事項に織り込んでいただきますようお願いいたします。活動内容をよくご確認いただいて、よい成果が上がるように進めてもらえればよいと思います。

それでは、第2次審査に4団体とも進んでいただくということでよろしいでしょうか。

※委員全員了承された。

### (2) 平成24年度協働まちづくり補助金申請事業の2次審査について

(委員長) それでは、議題(2)につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

※「過去の補助金交付団体について」、「公開プレゼンの進行概要について」、「公開プレゼン時の審査について」、「公開プレゼン時の質疑について」、「審査結果のホームページ掲載内容について」、「補助金交付決定後の活動現場確認について」事務局より資料2～7に基づき説明した。

(委員長) 枚数も随分ありましたが、今の説明で気づいた点やご質問はありますか。

(委員) 事務局に確認ですが、今回プレゼンされる4団体の資料は見せてもらっていますが、これ以外に参考になる資料はあるのでしょうか。プレゼンの質問も含めて事前に知っ

ておきたい部分があるのですが。

(事務局) お渡しした資料以外には団体から提出されたものはありません。

(委員) 事前に事務局の方から何かあるのですか。いくつか疑問があり、プレゼンの前に知っておいた方がよいような部分もあろうかと思っておりますので、確認をさせてもらいたかったのですが。

(事務局) 団体から「配布して下さい」といった資料があれば当然皆様にお配りいたしますが、それ以外のものについては事務局からお配りすることは考えておりません。

(委員) そうすると、例えば、団体に委員の有志がお話をお伺いする機会というもの特にないのですか。

(事務局) 考えておりません。

(委員) そうすると、疑問点についてはプレゼンで聞くしかないということになりますか。

(委員長) 今の質問は大事なところで、町民活動推進条例の第14条で「調査審議」という部分がネックになるところがあります。「調査審議」というのはどこまでなのか。現場確認もそうであるが、その辺も課題になってくるというか、どういう取り組み方をすればよいのか、限られた時間の中でやるというのは課題であります。

第1回の会議においても、坂本町長よりその辺について言葉がありました。事務局としては何か考えはありますか。

(事務局) 申請を受け付けてから交付までの時間が限られておりますので、これ以上となると今の時点では難しいと考えております。

(委員) 私は町外の人間ですので、書類で見て、自分の分かる範囲で調べます。それが「調査」だと思います。皆さんは町の中にいらっしゃって顔が見える関係なので、そういう意味では、「調べなくても分かる」ということと、「でも調べなければ分からない」という両方あって10人の委員なのですよね。それぞれの今までの経験があって、それに基づいてこの書類を見て話を聞いて点数を付けるという、それぞれの個性がここに出てこない「右にならえ」になってしまうので。ある意味つらいお立場に皆さんいらっしゃると思うのですけれど、そこは個別の点数は表に出ないということと条例に基づいた選定をしているということで、あまり暖かみがなさそうに聞こえてしまうのですが、しかし町民の皆さんが9人も入っているということはとても素晴らしいと思いますので、そういう判定が出るということも、出す人がそれも受け止めなければいけないのだろうと思っていますので、あまり共通見解などない方がよいのだろうと思います。私は私なりに調べますので、分からないことは聞いて答えていただけのものであれば答えてもらいますが、今日はその聞く場ですから、それ以上のことは何もなさらない方が逆によろしいのかなと思います。

(委員) いただいた資料以外の部分もネットなどで調べてみると出ていますので、調べる方法がそれぞれ多分にあるかと思っておりますので、私も今のお話には賛成です。

(委員長) 他に何かご意見ございますか。

(委員) 「補助金が出たら使いきらなければいけない。無駄なところに投入してまで補助金を使わないと次年度ももらえないから」という傾向がある。私は必要でないところは補助金をもらう必要はない、本当に必要なところだけもらって活用するべきだと考えています。そうでなくても二宮町は苦しいわけで、「少しぐらい出してあげましょう」ではダメだと思います。ダメなところは一銭も出さない。その代わり、「これは確かに町のため、町民のためになる」という団体には、100パーセント出しても構わないと思います。ただ、いいかげんなどころにはゼロでいいと思います。

(委員長) この委員会はそれぞれの方が社会観や地域力を駆使していただいて、情報を集めながらお一人お一人が自分なりの考え方をここで出していただくと。それで、今、お話のありましたように貴重な財源ですから、それを町民の側に立った場合に「果たしてよいのかな」というところを審議していただくと、それが審査の8項目の中に埋め込まれているということを姿勢として持ちたいと思います。そうでないと崩れていってしまいます。

もう一つは委員の独自性というものが問われますので、先ほどとひっくり返したことを言うようですが、調査活動というか、その辺は個々に、例えば「みんなで一緒にどこかに行きましょう」ではなくて、それぞれの考え方を駆使しながら、この委員会の存在感もそこにあると思いますので、その辺を統一的に考えて理解するというところでよろしいでしょうか。

その他に何かございますでしょうか。

(委員) 確認ですが、「審査員の半数以上が満点を付けたら満額交付」という説明で、半数以上というのは、例えば10人だと5人、9人だと5人以上ですか。

(事務局) はい。

(委員) 委員が欠席する場合もあろうかと思いますが、その数字は事前に公表された方がよいと思います。要綱は「半数以上」でよいのですが、「今年は審査員が9名ですので、5名以上の方が10点を付けたら満額です」とか、きっちり定数確認のような感じでおやりになられるとよろしいかなと思います。審査員が出たり入ったりされると、その辺が斑になってしまうので、事前にしっかりと確認をされた方がよいのかなと思います。

(委員長) 今のお話はプレゼン開始前にはっきり公表したうえで審査を開始するということがよいですね。

(委員) 申請団体の数が多くなると、例えば「午前中はお休みだけど午後は来れます」といった審査員がいて、9人が10人になったりということは、はっきりと定数を確認したうえで見ておかないと。事務局には申し訳ありませんがお願いします。

(事務局) はい。分かりました。

(委員長) その他に何か気になることやご質問はございますか。

ご説明いたしました但し新任の委員さんにおかれましては少しとまどいがあると思

ます。あつて当たり前で私もそういう時がありました。ですから今晚これで委員会が終わっても、町民課に連絡して疑問点は聞いていただきますようお願いいたします。その他なければ、議題（２）につきましては、委員さんのご了解をいただけたということで進めさせていただいてよろしいですか。

（委員）はい。

### （３）その他

（委員長）それでは、議題（３）につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

※事務局より事務連絡を伝えた。

（委員長）私から事務局にお願いがあるのですが、プレゼンテーションの当日、各団体が作成した事業説明の模造紙を始まる前に各委員さんに見てもらいたいと思います。せっかく一生懸命書いてもらっているのに、見ないで審査に入ってしまうのはどうかと思いますので。

（事務局）分かりました。今回も全部の団体ではありませんがお持ち下さると思いますので、それを壁に貼らせていただきます。それを皆さんが会場に入っていた際に、一度ご確認いただく時間を設けたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

（委員長）各委員さんにはご足労をおかけしますが、その方が委員会としてもよいと思いますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

これで本日の会議は終わらせていただくこととなりますが、聞き漏らしたことや、新しく委員になられた方で何かございましたら事務局に聞いていただくとありがたいのですが、何かございますでしょうか。

特にないようですので、これを持ちまして第３回の町民活動推進委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## ４．閉会（高橋委員長より）

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_